

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料を納付していることが確認できないとの回答をもらった。私の母が地区の納付組織に国民年金保険料を税金等と一緒にまとめて納付していたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間に国民年金保険料の未納期間が無く、申立期間は12か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付組織に納付していたとする申立人の母は、数回にわたり納付組織の集金人の仕事に従事し、当該組織が国民年金保険料のほかに国民健康保険料、水道料等の集金をしていたことや当時の組合員数などを具体的に記憶している上、A市は、申立人が居住していたB町（現在は、A市）C地区に「納付組織」が存在していた旨回答している。

さらに、B町の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその母は、国民年金保険料の納付日が確認できる期間のうち、申立期間前後の期間については、保険料の納付日が一致していることから、申立期間について、申立人の母が自分の保険料のみを納付していたとは考え難く、納付組織に申立人の保険料も一緒に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年3月まで

私は、20歳に達した当時、国民年金には加入していなかった。その後、時期については正確には記憶していないが、国民年金に未加入との通知を受けたため、A市B区役所で加入手続を行うとともに未納とされた国民年金保険料を一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、前納制度を利用する等、納付意識の高さがうかがえる。

また、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者資格の新規取得の処理が、平成3年4月22日に行われていることが確認できることから、この頃に申立人の国民年金への加入手続が行われ、20歳到達時の2年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認されるところ、この加入手続が行われた時点で、申立期間に係る国民年金保険料は過年度納付が可能である。

さらに、A市では、国民年金被保険者資格を遡って取得したことにより過年度保険料の納付が可能である場合、社会保険事務所（当時）に過年度納付書の発行を依頼するか、又はA市自ら手書きの納付書を発行し、納付を働きかけていたことから、申立人に対しても申立期間に係る過年度納付書が発行された可能性が高く、納付意識の高い申立人が申立期間のみを未

納のままとしていたとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成7年4月から同年7月までの期間及び同年9月は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から8年10月1日まで

私は、昭和63年から株式会社Aに勤務していた。給料は、それまで銀行振込であったものが申立期間の頃から手渡しになり、給与明細書も2枚になってその合計額を支給されるようになった。

申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給料より低いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録の訂正の要否を判断することとなる。

今回、申立人から提出のあった給与明細書を検証したところ、申立期間当時、申立てに係る事業所では、基本給と歩合給それぞれ別個に給与明細書を作成していたことが確認でき、申立期間の大部分の期間について、基本給と歩合給を合算した額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることがうかがわれる。

しかしながら、基本給に関する給与明細書（以下「基本給明細書」とい

う。)においては、申立期間の一部について厚生年金保険料の控除が確認できるが、歩合給に関する給与明細書においては、厚生年金保険料の控除が確認できない。

一方、厚生年金保険料の控除が確認できる基本給明細書について、上記特例法に基づく記録訂正の要否の判断の考え方に即して確認したところ、申立期間のうち、平成7年4月から同年7月までの期間及び同年9月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額にそれぞれ見合う標準報酬月額を比較した結果、低い方の額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の9万8,000円であり、オンライン記録の標準報酬月額9万2,000円を上回ることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てに係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が基本給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年6月から7年3月までの期間については、i) 基本給明細書が無く、給与の支給金額や厚生年金保険料控除額が不明な期間があること、ii) 提出された基本給明細書に厚生年金保険料控除額が記載されていないものがあること等の理由から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間のうち、平成7年8月及び同年10月から8年9月までの期間については、基本給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致又は下回っていることが確認できる。

さらに、株式会社Aは、登記簿上は存在しているが、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが回答が得られないため当時の厚生年金保険の取扱い等を確認することができない。

このほか、申立人の平成4年6月から7年3月までの期間、同年8月及び同年10月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録は、遡及訂正及び遡及取消などの処理も見受けられず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年6月から7年3月までの期間、同年8月及び同年10月から8年9月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A氏における資格取得日に係る記録を昭和32年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年10月から同年12月までは7,000円、33年1月から同年6月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月25日から33年7月10日まで
私は、申立期間に船舶Bに甲板員として乗り組んだ。

しかし、船員保険の加入は、昭和33年7月10日からとなっているので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳の記録並びに申立期間当時の当該船舶の船長及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において、船舶Bに甲板員として乗り組んでいたことが認められる。

また、当該船長は、「乗り組んでいた甲板員の後任として、申立人を申立期間当時に雇い入れ、乗船させた。」、「申立人のように、雇い入れてから船員保険に加入させるまで9か月も間が開いているのは通常考えられない。」と証言しており、複数の同僚も当該船長と同様の証言をしている。

さらに、船舶所有者A氏の船舶Bに係る船員保険被保険者名簿から確認できる申立期間当時の船員保険の被保険者数は、申立人、申立期間当時の船長及び複数の同僚が述べている乗組員数とほぼ一致している上、「船員保険には全員加入させていたはずである。」との証言もあることから判断すると、申立期間当時、当該船舶所有者は、全ての乗組員を船員保険に加入させていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 32 年 8 月に被保険者資格を取得している同僚の船員保険被保険者名簿の記録から、同年 10 月から同年 12 月までは 7,000 円、33 年 1 月から同年 6 月までは 1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該船舶所有者は既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、所在が不明であるため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、船舶所有者が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A本社における資格取得日に係る記録を昭和33年10月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月9日から同年11月1日まで

申立期間は、株式会社AのB支店から同社本社へ異動した時期に当たるが、継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言及び事業主の回答から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（昭和33年10月9日に株式会社AのB支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社A本社における昭和33年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していたと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和44年2月から同年6月までは5万2,000円、同年10月、及び45年1月から同年3月までは5万6,000円、同年4月から同年6月までは6万円、46年4月から同年6月までは7万2,000円、47年4月から同年6月までは8万円、48年4月から同年6月までは11万8,000円、同年10月から49年9月までは13万4,000円、51年4月から同年9月までは18万円、同年10月から52年3月までは20万円、同年4月から53年3月までは22万円、同年4月から54年7月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月3日から54年8月17日まで

A株式会社における厚生年金保険加入期間の標準報酬月額は支払われた給与と比べて低く、控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額も年金記録と異なることが分かった。支払われた給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA株式会社発行の給与支払明細表（昭和 51 年 1 月分以降は、「給料明細表」）から認められる保険料控除額により、昭和 44 年 2 月から同年 6 月までは 5 万 2,000 円、同年 10 月、及び 45 年 1 月から同年 3 月までは 5 万 6,000 円、同年 4 月から同年 6 月までは 6 万円、46 年 4 月から同年 6 月までは 7 万 2,000 円、47 年 4 月から同年 6 月までは 8 万円、48 年 4 月から同年 6 月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月から 49 年 9 月までは 13 万 4,000 円、51 年 4 月から同年 9 月までは 18 万円、同年 10 月から 52 年 3 月までは 20 万円、同年 4 月から 53 年 3 月までは 22 万円、同年 4 月から 54 年 7 月までは 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人の給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が複数の期間にわたって一致していないことから、事業主は、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められる。

その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 7 月から同年 9 月まで、同年 11 月及び同年 12 月、45 年 7 月から 46 年 3 月まで、同年 7 月から 47 年 3 月まで、同年 7 月から 48 年 3 月まで、同年 7 月から同年 9 月まで、及び 49 年 10 月から 51 年 3 月までの期間は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致、又は超えていないことから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成3年9月1日）及び資格取得日（平成3年12月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から同年12月5日まで

A株式会社B営業所に勤務していた際の年金記録に、未加入期間があることが分かった。

当該事業所において、途中で退職や休職をしたことは無く、勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A株式会社において昭和63年7月20日に厚生年金保険の資格を取得し、平成3年9月1日に資格を喪失後、同年12月5日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚は、申立人は、申立期間もA株式会社に勤務し、途中で退職したことは無いと思うと証言していること及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成3年8月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会しても回答を得られなかったが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年9月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年7月を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成22年4月1日から22年6月14日までの期間について、標準報酬月額の改定の基礎となる同年1月から同年3月までは標準報酬月額14万2,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の同年4月及び同年5月の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月1日から22年6月14日まで

株式会社Aに勤務していた期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額と食い違っているため、控除額に合わせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年7月1日から22年6月14日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年 7 月 1 日から 22 年 6 月 14 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、株式会社 A に係る賃金台帳で確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、平成 20 年 7 月を 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、管轄年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、申立人の平成 20 年 7 月 1 日における資格取得時の報酬月額は 11 万 8,000 円で届け出られていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間のうち、20 年 7 月を除く期間については、厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の低い方の額がオンライン記録を上回っておらず、特例法による記録訂正の対象とならないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 21 年 7 月 1 日から 22 年 6 月 14 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、21 年 7 月及び同年 8 月は 11 万 8,000 円、同年 9 月から 22 年 5 月までは 10 万 4,000 円と記録されている。しかし、上記賃金台帳によると、標準報酬月額の改定の基礎となる同年 1 月から同年 3 月までは標準報酬月額 14 万 2,000 円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

したがって、申立人の株式会社 A における平成 22 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額に係る記録を 14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

一方、平成 21 年 7 月 1 日から 22 年 6 月 14 日までの期間のうち、同年 4 月及び同年 5 月を除く期間については、株式会社 A に係る賃金台帳によ

ると、当該期間の標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年3月5日から同年12月28日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A氏における船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年3月5日、資格喪失日に係る記録を同年12月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月から30年4月まで
年金記録を確認したところ、A氏所有の船舶Bに勤務していた期間の船員保険の記録が無い。

申立期間は、船主に機関員として雇われ、船舶Bにおいて、食事係として勤務していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和29年3月5日から同年12月28日までの期間については、同僚2名の証言及び当該同僚の被保険者記録（昭和29年3月5日から同年12月28日まで）から、船舶Bに乗り組み勤務していたことが確認できる。

また、上記同僚2名のうち、申立人と同じ業務についていた同僚は、「自分が船舶Bに乗船していた期間は、申立人と自分が食事係をしていた。自分の船舶Bの被保険者記録は合っており保険料も引かれていた。船員保険は若い人も含め全員が加入していたと思う。」と証言している。

さらに、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿における船員保険被保険者数は40名であり、申立人及び上記同僚2名が挙げた乗組員数とおお

むね一致する上、申立人より若い乗組員も船員保険に加入していることが認められることから、申立期間当時、当該船舶所有者は、年齢に関係なく乗組員全員を船員保険に加入させていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 29 年 3 月 5 日から同年 12 月 28 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿における船長、機関長等以外の乗組員全員（37 名）の標準報酬月額の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該船舶所有者は既に適用船舶所有者ではなくなっている上、連絡先も不明であることから、これを確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 29 年 3 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 28 年 12 月から 29 年 3 月 5 日までの期間については、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿によれば、当該期間に船員保険に加入している者は甲板長 1 名のみであり、当時、申立人の直接の上司であった者も未加入となっている。

また、申立期間のうち、昭和 29 年 12 月 28 日から 30 年 4 月までの期間については、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿によれば、当該期間に加入記録がある 23 名中 22 名は住所が特定できず、住所が特定できた同僚 1 名（船員保険の加入期間は、昭和 29 年 3 月から 30 年 8 月まで）に照会したが、「当時の同僚については覚えていない。」としていることから、当該期間に申立人が船舶 B に勤務していたことを確認できる証言が得られない。

さらに、当該船舶所有者の所在が不明であるため、申立人の昭和 28 年 12 月から 29 年 3 月 5 日までの期間及び同年 12 月 28 日から 30 年 4 月までの期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 28 年 12 月から 29 年 3 月 5 日までの期間及び同年 12 月 28 日から 30 年 4 月までの期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から同年10月まで

私の国民年金手帳には、初めて被保険者となった日が平成元年*月*日と記載されており、父親から、私が20歳の時に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も毎月納付していたと聞いているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成元年*月に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年6月20日に払い出されていることが確認できることから、申立人の加入手続は、この頃に行われたものと考えられ、この時点では、申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるものの、申立人の父親からは当時の保険料納付に関する具体的な証言を得ることができない上、申立人自身は加入手続や保険料の納付に関与していないことから、保険料の納付状況等は不明であり、申立期間の一部の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時は、家族の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は申立人の父親が行っていたと述べているところ、オンライン記録をみると、申立人の姉は、20歳になった昭和56年*月から平成元年10月までの期間は国民年金の強制加入被保険者となるべき期間で

あったにもかかわらず、国民年金手帳記号払出簿によると、姉の国民年金手帳記号番号が3年11月12日に払い出されており、申立人と同様、20歳を過ぎてから国民年金の加入手続きが行われたものと考えられるとともに、申立人の姉についても、申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、申立期間当時、大学生であったため、A市B区役所C支所（当時）で国民年金の学生免除申請を行ったと記憶しているので、申立期間を全額免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、20歳に到達した平成9年*月に国民年金被保険者資格を取得し、同年*月から申立期間の直前に当たる10年3月までの国民年金保険料が納付済みとされているとともに、申立期間の直後の平成11年度が全額免除期間、12年度が厚生年金保険被保険者期間とされているところ、平成12年10月5日に納付書発行の記録があり、上記の記録から判断すると、当該納付書は、申立期間の保険料に係るものと考えられ、この時点において申立期間が未納期間であったことがうかがえる上、申立期間は、A市の電算データでも未納の記録とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間当時は、既に基礎年金番号制度が導入され、同番号に基づく電算による制度横断的な被保険者資格の管理が行われており、年金記録事務における処理の機械化が促進されていたことを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る学生免除申請をA市B区役所C支所で行ったと主張しているところ、手続方法については覚えていないとしており、当時の状況などが不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料に係る学生免除申請手続を行っていたことを示す関連資料が無い上、ほかに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は申立期間当時、A事業所に勤めていたが、納付書で定期的に国民年金保険料を納付していた記憶がある。A事業所に勤務していた期間の途中から納付を始めたということは考えられず、もし未納であれば未納分を納付していたと思う。未納期間があると年金給付時の額が変わるということも分かっていたので未納にしていたとは考えられない。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者に係る資格取得時期から判断すると、申立人は、平成3年8月以降に国民年金の加入手続をしたものと推認され、申立人の大学卒業後の平成元年4月1日に遡って資格取得したものと考えられるが、加入手続を行ったとみられる時点（平成3年8月以降）では、申立期間の一部は時効により納付できない期間となる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとみられる時点までは、申立期間は未加入期間として取り扱われていることから、B市から現年度保険料の納付書が発行されたとは考え難く、申立期間の保険料を現年度納付することはできなかつたものと推認できる上、過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成元年4月から4年5月までA事業所に勤務しており、勤務期間の途中から国民年金保険料を納付していたとは考えられないとしているところ、同事業所は、「給与年末調整のために申立人が提出した平成元年分と2年分の給与所得者の保険料控除申告書に国民年金等の支払申告は無い。」旨回答している。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 63 年 2 月まで
年金事務所に照会したところ、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料の納付事実は確認できないとの回答を得た。
しかし、元妻が、昭和 60 年 3 月頃に A 県 B 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、毎月、納付書により現金で保険料を納付していたと思うので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金と国民健康保険の加入手続及び保険料納付は元妻が行っていたと思うとしているところ、元妻は、「申立人の国民健康保険の加入手続をした時に、一緒に国民年金の加入手続もしたと思うが、国民年金の加入手続をした時期、保険料を納付した場所、金額、納付方法等、はっきりしたことは覚えていない。」旨証言している。

また、申立人が昭和 60 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行った際に交付されたとする年金手帳は、国民年金の手帳記号番号及び「初めて被保険者となった日」の記載欄が空白となっており、国民年金に加入した形跡がうかがえない上、同手帳記載の厚生年金保険被保険者記号番号及び「初めて被保険者となった日」並びに氏名変更の記載内容から、申立人が勤務していた株式会社 C において、56 年 6 月 1 日に厚生年金保険に加入した際に交付されたものであると推認できる。

さらに、申立人が申立期間に住所を有していた A 県 B 市では、「申立人が申立期間当時、国民年金に加入した記録は見当たらない。」と回答している上、申立人が申立期間以降に転居した D 市及び E 町の国民年金被保険者名簿では、申立期間は未加入とされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで
国民年金保険料については、私の妻が納入通知書により金融機関で納付し、未納が無いように努めていた。
申立期間について未納の記録となっていたが、この期間の前後は納付しており、未納の理由に心当たりが無い。
仮に、滞納したとしても、督促等があれば記憶しているはずであり、遡って納付せずに済ませることは考えられない。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、夫婦二人分の保険料を自分が金融機関で納付していたと述べているが、A市の国民年金被保険者名簿によれば、妻の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年5月以降の夫婦の納付日は同一日となっていることが確認できるものの、申立期間は夫婦共に未納となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から10年3月までの期間及び11年4月から16年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月から10年3月まで
② 平成11年4月から16年3月まで

私は、勤務先を退職後、平成8年11月頃にA市B区役所で国民年金と国民健康保険への加入手続を行い、国民年金保険料は、私又は妻が毎月納付していたと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年11月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は自身か妻が毎月納付していたと述べているが、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間①に係る国民年金被保険者資格取得の記録は9年6月13日に入力処理されていることが確認できることから、申立人の国民年金への加入手続は同年6月頃に行われ、その際、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した8年11月1日に遡って被保険者資格を取得したものと推認される。

したがって、申立期間①のうち、平成8年11月から9年5月までの期間については、遡って適用された被保険者期間であり、申立人の主張するように保険料を毎月納付することはできなかつたと考えられる上、上記入力処理が行われた時点において、過年度納付が可能な期間（平成8年11月から9年3月までの期間）についても、申立人は、保険料を後からまとめて納付したことは無いと述べている。

また、申立期間①及び②のうち、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間は、電子計算機による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機

による入力等、事務処理の機械化が図られていたとともに、基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されない記録（未統合記録）が生ずる可能性が減少したことを踏まえると、記録漏れや記録誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人及びその妻が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 8 月までの期間及び 63 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月から同年 4 月まで
② 昭和 61 年 6 月から同年 8 月まで
③ 昭和 63 年 6 月

父親が A 市（現在は、B 市）の C 施設で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、納付組織の集金により家族分をまとめて納付していたはずである。

申立期間について国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職するたびに父親が C 施設で申立人の国民年金の加入手続を行っていたと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 6 月 1 日に払い出されていることが確認できる上、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の作成年月日が同年 4 月 14 日となっていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年 4 月頃に行われ、その際、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 61 年 3 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認されるところ、その時点では申立期間はいずれも時効により納付できない期間である。

また、申立人及びその父親は、D 納付組織の集金によって、国民年金保険料を納付していたと述べているが、B 市では、同組織について、各申立期間当時の資料は保管していないと回答している上、現在の組合長及び同組織内で同じ班であった隣人から各申立期間当時の状況について聴取した

が、申立人及びその父親の主張を裏付ける資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年10月から14年1月まで
申立期間当時、私は、大学在学中で、母親が国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間後の平成14年2月から16年3月までの期間の国民年金保険料は、16年3月に納付されていることが確認できるが、当該納付の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間当時は電子計算機による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機による入力等、事務処理の機械化が図られており、基礎年金番号に統合されない記録（未統合記録）が生ずる可能性が減少したことを踏まえると、記録漏れや記録誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1589（事案 1483 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 61 年 3 月まで
結婚するまでは国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 51 年 11 月に結婚したのを契機に、同年 12 月から納付を開始した。

国民年金保険料は、金融機関の窓口で妻と二人分を納付しており、その後、時期は定かでないが、金融機関の口座振替により納付していた。

前回申立てに対する判断理由として国民年金手帳記号番号の払出時期が述べられているが、その信ぴょう性がどれほどであるのかは疑わしい。申立期間について、妻の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、自分の分の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 10 月 12 日に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が主張する 51 年 12 月に国民年金保険料の納付を開始することはできないこと、ii) 申立期間は 112 か月と長期間であるところ、金融機関を通じて保険料を納付していたにもかかわらず、これほど長期間にわたり納付記録が欠落するとは考え難いこと、iii) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 8 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 53 年 10 月 12 日とされている国民年金手帳記号番号の払出時期の信ぴょう性について疑義があり、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っている。

申立期間当時、国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることなり、任意加入については、加入手続を行った日に被保険者資格を取得し、同記号番号が払い出されることになるところ、オンライン記録によれば、申立人の同記号番号の前後各 5 番の計 10 番に係る被保険者のうち、任意加入被保険者は 6 人みられ、これら 6 人については、いずれも昭和 53 年 9 月に被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人の加入手続は同年 9 月頃に行われ、この手続に基づき同記号番号が払い出されたものと推認される。

申立人は、再申立てに当たり、当初の申立てと同様の内容を主張するのみであり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 62 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 62 年 11 月まで

申立期間について、私は会社を退職した際に、国民年金に加入することは当たり前と考えていた。

また、当時、自営で仕事をするため、自ら国民年金の加入手続を行い、毎月の国民年金保険料の納付を行った。夫も当時、私が苦勞して保険料を納付していたことをよく知っている上、A 市役所支所の窓口で私が保険料を納付した時に同行していたことがある。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 株式会社を退職後の昭和 60 年 3 月に、自ら国民年金の加入手続を行い、それ以来、国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立期間当時、A 市を管轄する B 社会保険事務所（当時）では、管内の市町村に対して、事前に一括して多数の国民年金手帳記号番号を払い出す取扱いを行っていたところ、同事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号を含む 1,000 番分の手帳記号番号が平成 2 年 1 月 30 日に A 市へ払い出されたことが確認できることから、申立人の国民年金への加入手続は同年 1 月以降に行われ、その際、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 60 年 3 月 1 日に遡及して国民年金被保険者資格を取得したものと推認されるところ、その時点では申立期間の保険料は時効により納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月 1 日から同年 10 月 16 日まで
② 昭和 61 年 12 月 27 日から 62 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 5 月頃、A 県 B 市にあった C 株式会社に入社、営業を担当し、同社の業務が 62 年 9 月 1 日に親会社の株式会社 D に引き継がれるまで勤務したが、途中の 2 か月間しか厚生年金保険の加入期間となっていないので、申立期間①及び②を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の当時の状況についての詳細な記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が C 株式会社勤務していたことは推認できる。

しかし、C 株式会社は、昭和 62 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、平成 8 年 6 月 1 日に解散し、元事業主も既に死亡しているため当時の厚生年金保険の取扱い等を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者である全 24 人中、申立人と同様に昭和 61 年 10 月 16 日に資格を取得した者は 13 人おり、そのうち 12 人は被保険者期間が 1 か月間のみであり、申立人と同様に加入期間が比較的短期となっていることが確認できる上、申立人及び上記 12 人の雇用保険の加入期間をみると、いずれも厚生年金保険の加入期間と合致していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 5 人のうち、3 人は申立人より先に入社し、2 人は申立人より後に入社したとしているところ、5 人全ての厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同じ昭和 61 年 10 月 16 日であることから、当該事業所は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入さ

せていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時、給与及び社会保険の手続を担当していた同僚は、申立人のことを覚えており、申立人を含む複数の者の厚生年金保険被保険者期間が短いことについて、「入社して、最初は試用期間があり、営業職については、その後、フルコミッション（完全歩合）制の給与体系に変更されたためだと思う。」との回答があった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和25年8月1日から同年12月1日まで
③ 昭和26年12月15日から27年4月10日まで

私は、昭和25年4月1日から同年8月1日までA氏が所有する船舶Bに、同年8月1日から同年12月1日まで船舶所有者は分からないが船舶Cに、26年12月15日から27年4月10日までD株式会社が所有する船舶Eにそれぞれ乗り組んだ。

全ての申立期間について船員保険に加入していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間①当時の乗船状況等を具体的に記憶していることから、申立人が船員保険適用船舶所有者のA氏が所有する船に乗っていたことは推認できる。

しかしながら、当該船舶所有者は、所在を確認できない上、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①に加入記録を確認できる13名についてオンライン記録を確認したが、所在を確認できる者が見当たらないことから、申立人の乗船期間及び船員保険料の控除について証言を得ることができない。

また、申立人は、同僚として3名を記憶しているところ、オンライン記録によると、2名については、申立期間①に船員保険に加入している記録は見当たらず、既に他界している上、ほかの1名については、オンライン記録において被保険者記録が確認できず、申立期間①における船員保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①に船員保険被保険者の資格を取得した者は見当たらない上、申立人及び申立人が同僚とする3名の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、船舶所有者の氏名を記憶していないものの、乗船した船舶は、「Fの船」であるとしているため、「F」の名がつく船員保険適用船舶所有者であるG氏に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、同名簿において、申立人が同僚とする者のうち1名の氏名が確認できることから、申立人は、G氏が所有する船に乗っていたものと推認できる。

しかしながら、当該船舶所有者は、所在を確認できない上、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間②に加入記録を確認できる26名についてオンライン記録を確認したが、所在を確認できる者が見当たらないことから、申立人の乗船期間及び船員保険料の控除について証言を得ることができない。

また、申立人は、同僚として3名を記憶しているところ、オンライン記録によると、1名については、当該船舶所有者で申立期間②に船員保険に加入している記録を確認できるものの、所在を確認できず、ほかの2名については、オンライン記録において被保険者記録が確認できず、申立期間②における船員保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿をみると、申立期間②に申立人及び申立人が同僚とする3名のうち、オンライン記録において加入記録を確認できる1名を除いた2名の氏名は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、申立期間③当時の乗船状況等を具体的に記憶していることから、申立人が船員保険適用船舶所有者のD株式会社が所有する船舶Eに乗り組んでいたことは推認できる。

しかしながら、D株式会社は昭和61年2月1日に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっており、当時の事業主は既に他界している上、当該船舶所有者の船舶Eに係る船員保険被保険者名簿において、申立期間③に加入記録を確認できる10名についてオンライン記録を確認したが、所在を確認できる者が見当たらないことから、申立人の乗船期間及び船員保険料の控除について証言を得ることができない。

また、申立人は、同僚として4名を記憶しているところ、オンライン記録によると、1名については、当該船舶所有者で申立期間③に船員保険に加入している記録を確認できるものの、既に他界しており、2名については、申立期間③に船員保険に加入している記録は見当たらず、所在を確認できない上、ほかの1名については、オンライン記録において被保険者記録が確認できないことから、申立期間③における船員保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、オンライン記録において申立期間③に当該船舶所有者で船員保険に加入している同僚1名は、船員保険被保険者名簿によると、船舶Eでの船員保険の加入記録は確認できないものの、申立期間③は、当該船舶所有者が所有する船舶Hで船員保険に加入していることから、同名簿における船舶Hに係る被保険者記録についても確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間③に申立人及び申立人が同僚とする4名のうち、オンライン記録において加入記録を確認できる1名を除いた3名の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間①、②及び③について、乗船期間を確認できる船員手帳は無く、ほかに乗船していたことを確認できる関連資料も見当たらないことから、申立人の乗船期間を特定することができない上、船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月頃から30年3月頃まで

私は、昭和28年4月頃から30年3月頃までの期間、株式会社AのB作業所で勤務しており、28年12月頃に作業中の事故で入院し、労働者災害補償保険の障害一時金等を受給して退職した。

しかし、国の記録では当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、株式会社AのC作業所において、事務を担当していたとする同僚の回答から、勤務期間の特定まではできないが、申立人が同社B作業所のD部署で土木工事に従事していたことは推認できる。

しかしながら、土木関係事業は、昭和28年9月1日から厚生年金保険の適用対象業種とされていることから、申立期間のうち、同年4月から同年8月までの期間は、厚生年金保険は適用されず、適用対象業種とされた同年9月1日以降においても、株式会社AのB作業所及び申立人が勤務していたとする同作業所のD部署が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人が事業主であるとして名前を挙げた者を特定することができないことから、申立人の雇用期間、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、株式会社Aは、申立期間当時の資料が無く、同社B作業所及びD部署についても確認できないとしていることから、申立人の雇用期間、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人が事業主及び同僚として名前を挙げた者と同姓の者が、

昭和 29 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている「株式会社 A の C 作業所」に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できるところ、当該事業主は所在が確認できない上、当該同僚は申立人について承知しているとしているものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等についての回答は得られないほか、株式会社 A の C 作業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 15 日まで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで

A市にあったB事業所で、准職員として昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 31 日まで勤務した期間のうち、C専門学校（当時）に在学しながら勤務した申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が確認できないので調査してほしい。

また、D市にあったE事業所で、准職員として勤務した申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が確認できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C専門学校を統括するF機関が保管する「生徒学籍簿」により、申立人は、昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 20 日までC専門学校に在籍し、B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、B事業所について、F機関では、昭和 43 年頃に事業主が死亡し、廃業となっているとしており、同事業主の家族の所在も確認できないことから、同事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、申立期間①当時、B事業所において事務を担当していたとする者は、学生は、原則として厚生年金保険に加入させていなかったと思うとしているとともに、同事業所において申立人の2年前に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、当該期間当時、学生である期間は、厚生年金保険に加入させてもらえなかった旨回答していることから、同事業所では、在学中の准職員として勤務していた者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立人と同時期に在学中の准職員としてB事業所に勤務し、卒業前に退職したとする同僚の氏名を挙げているところ、当該同僚は申立人が在籍していたC専門学校に昭和 37 年 4 月に入学したことは確認できるものの、同事業所の申立期間①における健康保険厚生年金保険被保険者原票に、当該同僚の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、関係機関が提出した申立人に係る人事記録により、申立人は、E事業所に昭和 44 年 5 月 15 日から同年 5 月 31 日まで臨時の准職員として、同年 6 月 1 日から 48 年 6 月 20 日まで正規職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、E事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 56 年 6 月 1 日であり、申立期間②に適用事業所であった記録は確認できない。

また、共済組合の回答から、申立人は、E事業所に勤務した期間のうち、正規職員として雇用された昭和 44 年 6 月 1 日から 48 年 6 月 20 日までの期間は、共済組合員であり、当該期間に係る退職一時金を受給していたことが確認できる。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 44 年 10 月 9 日まで

A市B町に所在したC株式会社D出張所に勤務した昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が確認できないが、同社の業務研修に係る「修業證書」や同社交友会写真も所持していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC株式会社における「修業證書」、同社交友会写真、同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、C株式会社D出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C株式会社は、平成 14 年 12 月 3 日に解散し、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、解散時の事業主は申立期間当時の関係資料は無いとしていることから、申立人の雇用期間、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間当時、C株式会社D出張所長であった者は、申立期間当時は本社が社会保険関係の事務手続を行っており、出張所には関係資料は無かったとしており、同人から申立人の勤務期間を特定できる証言及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、申立人が記憶する同僚のうち、申立人と同様、昭和 44 年 10 月 9 日にC株式会社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる複数の者の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、いずれも雇用保険被保険者の資格取得日より 7 年以上経過した日となっており、その期間については、国民年金被保険者として

国民年金保険料を納付していることが確認できる上、同社において、昭和40年から平成10年まで勤務したとする他の同僚の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和48年となっていることなどを踏まえると、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月8日から同年8月1日まで

厚生年金保険の被保険者期間の照会をしたところ、株式会社AのB支店から同社C支店に転勤した時期の標準報酬月額が2万6,000円となっており、その2か月後に異動前の標準報酬月額3万6,000円に戻されていた。

当時、給与が減額されるようなことは無かったので、標準報酬月額も減額されるはずがない。

申立期間の標準報酬月額を申立期間の前後の期間と同額に変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社AのC支店への転勤に伴い給料が下がることは無かったと述べているものの、株式会社A本社では申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、また、申立てに係る事業所が加入する健康保険組合にも、申立人の申立期間における標準報酬月額を確認できる資料は残っていないことから、申立期間当時の申立人の報酬総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間当時、株式会社AのC支店に転勤した同僚4名のうち1名の標準報酬月額の記録をみると、申立人と同様、転勤前の支店での標準報酬月額より低い額になっていることが確認できるところ、その同僚は自分の標準報酬月額の記録に相違があるかについては不明としている上、申立人及び上記同僚4名に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡

及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬総額を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 7 日から 60 年 7 月 5 日まで
株式会社Aに勤務し、当時 18 万から 25 万円ぐらいの給与が支払われていたが、ねんきん定期便で確認した標準報酬月額は、実際に支払われていた給与よりも低額となっていた。

株式会社Aは、昭和 60 年 7 月に倒産してしまっただが、当時の雇用保険受給資格者証等の資料を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険受給資格者証によると、昭和 60 年 7 月 5 日離職時点の賃金日額は 7,500 円とされていることから、少なくとも離職前の直近 6 か月間については、オンライン記録の標準報酬月額を上回る月額約 22 万円の給与が支給されていたことがうかがえる。

しかし、株式会社Aは既に解散しており、元取締役及び経理担当者に照会しても、当時の資料は保管しておらず、詳しいことは覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が同じ仕事であったとする同僚の標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額と同等の金額で推移している上、申立期間に当該事業所において 1 年以上加入期間がある 33 名の記録と比較して

も、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額となっているとは言い難い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月から 8 年 2 月 5 日まで

平成 2 年 4 月から勤務した A 株式会社における厚生年金保険の加入期間について照会したところ、8 年 2 月 5 日資格取得となっており、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

平成 2 年 4 月頃に入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が平成 2 年頃から A 株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、同僚のうち 1 名は、当該事業所では、社員であっても社会保険に加入させてもらえない人が多かったとしている上、オンライン記録によると、当該事業所における厚生年金保険被保険者の中に、申立人が名前を挙げている当時の上司も見当たらないことから、当該事業所では必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認される。

また、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所に係る被保険者資格取得日は、平成 8 年 2 月 5 日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の厚生年金保険の取扱い等について確認できず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 26 日から 44 年 2 月 21 日まで
私は、昭和 44 年 2 月に退職したが、当時、脱退手当金について、会社からはその請求方法の説明を受けていないし、そうした制度があることも知らなかった。
脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る合資会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の請求が行われたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 44 年 2 月 21 日）から約 4 か月後の昭和 44 年 6 月 12 日に脱退手当金が支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る健康保険証の整理番号の前後約 300 名の被保険者記録を調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たし、かつ、資格喪失後 3 か月以内に別の事業所の被保険者となっていない女性は 71 名おり、そのうち 26 名に脱退手当金の支給記録を確認することができるが、支給記録から住所が判明した 9 名に対して照会したところ、そのうち 7 名から回答があり、回答者の中には事業主から脱退手当金を受領したとの記憶を有する者もいることを踏まえると、脱退手当金については事業主による代理請求が行われていた可能性があることも否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。